

武蔵野市自転車用ヘルメット購入費用助成事業を実施します

補正額 400万円

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。また東京都から市区町村に対し、自転車利用者に対するヘルメット購入時の補助について、市区町村を支援する旨が発表されました。このことから、本市においても自転車用ヘルメット購入費用助成事業を実施します。

1 目的

自転車用ヘルメットを購入するために要する費用の一部を助成することにより、自転車利用時のヘルメット着用の普及を図り、自転車安全利用の促進及び交通事故による被害の軽減に寄与することを目的として実施します。

2 助成券の交付対象者

市が実施する自転車安全利用講習会を受講した市内在住の方

3 助成要件

- (1) 市内の事業協力店に助成券を提出することで、購入に要する費用の一部を控除
- (2) 助成の対象となるヘルメットは、SGマーク認証付き（または同等品）の新品に限る
- (3) 助成回数は、1人につき1回（1個）まで

4 助成額

ヘルメット1個につき2,000円
（購入価格が2,000円未満の場合はその額まで）

5 実施期間

令和5年7月（予定）から令和6年3月31日購入分まで

6 その他

事業内容の詳細は、後日、市報、ホームページ等でお知らせする予定です。